

シネックスインフォテック販売取引約款

この約款はシネックスインフォテック株式会社（以下、当社といいます）と買主の間の商品売買について当社が販売する全ての取引について適用されるものとします。当社から商品を購入しようとする買主はすべてこの約款の内容を理解し承諾したうえで取引を行わなければなりません。当社に商品を発注した買主は、この約款を承諾したものとみなされます。ただし、当社と買主との間に当社が商品を販売することについて、名称の如何を問わず有効な取引基本契約書が締結されている場合は、当該基本契約書が優先します。

第1条（個別契約）

1. 当社から買主に売り渡される商品の品名、数量、単価、納期、引渡し条件その他、売買に必要な条件は、この約款に定めるものを除き個別契約をもって定めます。個別契約を定めるときは、買主は注文書を作成し、当社に送付または FAX 送信するか E メールなどで発信するものとします。これを受けて、当社が貴社に対し、注文請書を送付または FAX 送信するか E メールなどによって承諾の意思表示を発信した際に、個別契約は成立します。
2. 当社と買主間の個別契約の成立に関して、商法509条1項および2項の適用は排除されるものとします。

第2条（引渡・検査）

当社は、個別契約に定める納期に引渡場所において、商品を、買主または買主の指定する者に引き渡すものとし、買主は、商品受領後直ちに自ら検査をし、もしくは買主の指定する者に検査をさせるものとします。商品の受渡はこの検査完了と同時に完了するものとしますが、検査遅延により当社に生じた損害は買主の負担とします。

検査の結果、数量不足、商品違い、外観不良等が発見された場合、買主は直ちに当社に書面で通知するものとし、その期間は引渡しの日から5営業日以内とします。当該期間最終日の終了までに買主の通知が当社に到達しない場合は、検査に合格したものとみなします。

第3条（商品代金の決済）

売渡し商品代金およびこれに対する消費税相当額は、当社が商品を出荷する前に、全額現金を当社指定の銀行口座に買主から振り込むことにより当社に支払うものとします。その際の振込手数料は買主の負担とします。

第4条（商品の所有権移転）

当社から買主に売り渡す商品の所有権は、第2条の検査に合格した時に移転するも

のとします。ただし、当社との特別の合意によって商品代金の決済が前払いではない場合は、買主が当該商品代金の決済を完了したときに当社から買主に移転します。この場合、買主は所有権の移転前であっても商品を加工または第三者に売り渡すことができるものとします。

第5条（危険負担）

当社の責めに帰することのできない事由により、引渡し後に生じた商品の滅失、毀損、変質等による損害は、買主の帰責事由の有無に関わらず、買主の負担とします。

第6条（商品の保証）

1. 当社は、商品の契約条件との相違、または引渡前の原因によって生じた商品の品質不良、変質、その他の瑕疵につき引き渡し完了後6ヶ月間担保の責に任ずるものとし、買主は、代品納入または瑕疵の補修を請求することができます。その瑕疵の存在によって当該個別契約の目的を達成できない場合は、買主は、当該個別契約を解除できます。ただし、直ちに発見しうる瑕疵については、第2条に定める書面による通知を発しない場合には、買主は本項に定める瑕疵担保請求権を失います。
2. 商品の製造元等が提供する、エンドユーザーを対象とする製品保証について、当社は買主の要請に基づき、必要に応じ当該製造元等への連絡折衝等の協力を行うものとします。
3. 本条の定めが当社の買主に対する商品保証の全てであり、当社は「商品」に関しその市場性や特定の目的への適合性について明示・黙示を問わず一切の保証を行わないものとします。

第7条（知的財産権）

1. 商品に関する産業財産権、著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）等の知的財産権は、当社または製造元等が保有しています。買主は、個別契約を締結するに当たり当社が販売する個別商品の知的財産権を取得するものではないことをあらかじめ承諾するものとします。
2. ソフトウェアの使用許諾は、著作権者が規定する使用許諾契約等の規定に従い、著作権者が買主または買主の顧客に実施するものとします。
3. 買主が商品を使用または販売するうえで商品に関して知的財産権上の紛争を生じた場合には、製造元の責任において処理・解決ができるよう当社および買主は製造元に協力するものとします。ただし、商品が買主によって加工・改造または他の装置等と結合された結果、知的財産権上の紛争を生じた場合は、すべて買主がその責任において処理解決するものとします。

第8条（損害賠償）

当社がこの約款または個別契約に違反し、その他この約款または個別契約に定める

当社の義務に違反して買主に損害を与えた場合、当社は当該損害を賠償する責めに任ずるものとします。当社の賠償責任は請求の原因の如何を問わず、買主が実際に被った通常かつ直接の損害に限定され、買主の購入価格のうち問題となった商品の当社と買主間の売買代金相当額を上限とします。当社は、いかなる時も当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、データの喪失およびそれに伴う損害、間接損害および派生損害については責任を負わないものとします。

第9条（期限の利益の喪失）

1. 買主が次の各号のいずれかに該当したときは、当社の何等の通知催告を要せず買主は当然に期限の利益を失い、その全債務について直ちに当社に支払うものとします。
 - （1）代金支払債務、その他債務につきその支払いを一部でも怠ったとき。
 - （2）差押、仮差押、仮処分の申し立てを受け、あるいは公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - （3）破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てをしたとき。
 - （4）自らが振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が、一通でも不渡りとなったとき、または支払いを停止し、もしくは支払不能の状況にあるとき。
 - （5）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - （6）合併によらず解散したとき。
 - （7）その他、この約款の各条項にひとつでも違反したとき。

2. 買主に前条の第1項各号のひとつにでも該当する事実が発生したときは、当社は何等催告を要せず個別契約等の全部または一部を解除することができるものとし、買主はこれによって当社に生じた損害を賠償するものとします。

第10条（期限の利益喪失時の商品の取扱い）

買主が第9条により期限の利益を喪失したときは、当社は直ちに次の各号に定める事項を履行できるものとします。

- （1）当社は、買主の占有する、当社が売り渡した代金決済未了の商品を引き揚げるものとします。
- （2）買主は、当社から買い受けて代金支払済の商品を、買主の当社に対する残存債務のため、当該商品の当社からの仕入価格に相当する部分を当社に譲渡するものとします。この場合、買主は以後当該商品を当社のために無償で保管するものとし、当社はいつでも、当該商品を買主から引き揚げるものとします。

第11条（相殺）

弁済期の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によって買主が当社に対する債務を弁済しなければならない場合には、その債務と買主の当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当社はいつでも相殺することができるものとします。

第12条（遅延利息金）

買主の当社に対する支払債務が存在する場合、当該債務の支払期日までに債務の弁済がなされなかった場合は、支払期日から実際に支払いがなされた日までの日数に応じ、買主は、当該未払金額に日歩4銭の割合による金利を遅延利息金として支払うものとします。

第13条（輸出関連法令の遵守）

買主は、当社から買い受ける商品の全部もしくは一部を単独で、または他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として、直接または間接を問わず、次の各号に該当する取り扱いを行う場合には「外国為替および外国貿易法」等の規制並びに米国輸出管理規制などの外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きを取るものとします。

- （1）輸出するとき。
- （2）海外へ持ち出すとき。
- （3）非居住者へ提供し、または使用させるとき。
- （4）前3号に定めるほか、「外国為替および外国貿易法」等または外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

第14条（秘密保持および個人情報の取り扱い）

1. 買主は、当社との取引に関する事項、ならびに個別契約等を通じて業務上知り得た個人情報ならびに営業情報、技術情報等の当社に関する機密事項を厳に機密として保持し、当社の書面による事前の承諾なしに第三者にそれを開示、漏洩しないことはもちろんのこと、自己の内部においてもこの機密保持に関し万全の処置を講ずるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではありません。
 - （1）公知の事項または当社から知得後自己の責によらずして公知となった事項
 - （2）当社からの知得前に自らが既に所有していた事項
 - （3）正当な権限を有する第三者から、守秘義務を負う事なく開示された事項
2. 前項に該当する事項であっても、管轄官公庁、裁判所等の公的機関から法令に基づく開示命令または開示要求があった場合、その命令または要求に従い機密事項を開示できるものとします。

第15条（個人情報）

1. 買主は、当社から個人情報の保護に関する法律に定める個人情報の預託を受ける場合には、これを機密情報として取り扱うとともに、同法および関係法令(省庁のガイドラインを含む)に準拠して安全管理措置を講じ、当該個人情報を取り扱うものとしします。
2. 買主は、自らの個人情報または、買主が収集した個人情報など、当社に提供する個人情報は、個人情報の保護に関する法律および関係法令(省庁のガイドラインを含む)に準拠して当社に預託することを予め本人に提示して同意を得ているなど適切に収集された個人情報であることを保証します。

第16条（反社会的勢力等の排除）

1. 買主は当社との商談開始時から個別契約の履行完了までの間、継続して次の各号に定める事項を表明し保証するものとしします。
 - (1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等、および代理もしくは媒介する者（以下、これらを総称して「役員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」という）ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
 - (2) 自らとその役員等が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。
 - (3) 自らとその役員等は相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力等と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはならず、今後ともそのようなことはないこと。
2. 買主は、当社が前項記載事項の確認のために実施する調査に合理的な範囲で協力し、当社が要請した資料等を提出するものとしします。
3. 当社は、第1項および前項の記載事項に買主が違反した場合は、個別契約をはじめとする買主との一切の契約関係について、なんら催告することなしにその全部または一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとしします。
4. 前項により契約を解除された場合は、買主は当社に損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしします。

第17条（不可抗力免責）

天災地変・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の争議行為・輸送機関の事故その他不可抗力により、契約の全部または一部の履行の遅延または引渡の不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。この場合、当該個別契約は引渡不能となった部分については自動的に消滅するものと

します。

第18条（約款の変更等）

1. 当社は、必要に応じて、買主への事前通知なくして、本規約を変更できるものとし、変更後の規約を当社が適当と判断する方法で告知するものとします。
2. 前項における変更は別段の定めをしない限り、当社が前項の告知を行った時点で有効となるものとします。

第19条（合意管轄）

この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上